

五霞町コミュニティ交通ごかりん号車内広告に関する運用規程

(趣旨)

第1条 この告示は、五霞町コミュニティ交通ごかりん号（以下「ごかりん号」という。）への広告掲載に関し、五霞町有料広告取扱規則（平成19年五霞町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び掲載場所)

第2条 広告媒体は、ごかりん号車両とし、広告の掲載場所は、バス車内の広告枠（進行方向に向かって車両の右側上部）とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の1枠の大きさは縦364ミリメートル、横515ミリメートル（B3サイズ横）とし、掲載位置は、町長が指定する位置とする。

2 ごかりん号1台当たりの広告の枠数は、6枠とする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、原則として1月単位とし、各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。

(広告料の額)

第5条 広告料の額は、広告1枠当たり月額2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、規則第4条第1号に掲げる広告の広告料の額は、無料とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町の広報紙及び公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 ごかりん号に広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載を希望する広告の原稿案及び企業の場合は会社案内（会社概要が分かる物）を添えて、別に定める日までに町長に提出するものとする。

2 1申込者に係る広告掲載の申込みの枠数は、第4条に規定する広告の掲載期間につきごかりん号1台当たり1枠を限度とする。ただし、広告掲載の申込みの枠数が募集の枠数に満たないときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であると認めるときは、規則第8条第1項に規定する五霞町広告掲載審査委員会による審査に付するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、内容が適当であると認められる広告が広告掲載の募集の数を超えたときは、掲載を希望する月数の多い広告を掲載するものとする。こ

の場合において、掲載を希望する月数の同じ申込者が2以上あるときは、規則第4条の規定を準用して決定する。

3 前項の規定によっても掲載できる広告数が募集数を超えたときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

4 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載決定通知書（様式第2号）又は五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告掲載の承諾）

第9条 前条第4項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

（広告料の支払い）

第10条 広告主は、町長が指定する期日までに広告料を一括して支払わなければならない。

（広告の提出）

第11条 広告主は、町長が指定する方法で広告を作成し、指定する期日までに町長に提出しなければならない。

（広告の掲載）

第12条 町長は、第10条の規定により広告料が納付され、かつ、承諾書及び前条の規定により提出された広告が適当であると認めたときは、決定した広告枠に広告を掲載するものとする。この場合において提出された広告の内容が申込書に添付された原稿案と相違し、又はその内容が適当でないとき、町長は、広告主に対し広告の内容の変更を求めることができる。

（広告の変更）

第13条 広告主は、広告の掲載の決定を受けた期間内において広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更申込書（様式第5号。以下「変更申込書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 町長は、変更申込書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

3 町長は、変更の可否を決定したときは、申込者に対し、五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更承認通知書（様式第6号）又は五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、五霞町コミュニテ

ィ交通ごかりん号広告掲載取下申出書（様式第 8 号）により町長に申し出なければならない。

3 第 1 項の場合において、町長は、既に支払った広告料を返還しないものとする。
（広告掲載の取消し）

第 1 5 条 町長は、規則第 11 条の規定により広告の掲載を取り消す場合は、五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載取消通知書（様式第 9 号）により当該広告主に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則及びこの告示の規定に違反した場合又は違反することになった場合は、町長は、催告なく広告の掲載を取り消すことができる。

3 前項の場合において、町長は、既に支払った広告料を返還しないものとする。
（広告料の還付）

第 1 6 条 規則第 12 条の規定により広告料の還付を受けようとする広告主は、五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告料還付請求書（様式第 10 号）により町長に請求するものとする。

（その他）

第 1 7 条 この告示に定めるもののほか、車内広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載申込書

年 月 日

五霞町長 様

申込者 住 所
氏 名 ㊟

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

五霞町コミュニティ交通ごかりん号車内広告に関する運用規程第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、五霞町有料広告取扱規則及び五霞町コミュニティ交通ごかりん号車内広告に関する運用規程を遵守するとともに、五霞町における町税の納付状況について調査されることを承諾します。

業 種	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（計 月） ※掲載期間は、原則として1月単位で各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。
掲載希望路線	<input type="checkbox"/> 五霞町コミュニティ交通ごかりん号 申込み枠数_____枠
連絡先	担当者氏名 電話番号 ファクシミリ メールアドレス

添付書類

- （1） 広告の原稿案
- （2） 会社案内（会社概要が分かる物）

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載決定通知書

様

五霞町長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、審査の結果、五霞町コミュニティ交通ごかりん号に下記のとおり掲載することに決定したので通知します。

下記の広告料を支払い、五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載承諾書及び掲載する広告を、年 月 日（ ）までに提出してください。

記

1 掲載枠数

枠（枠番号 番）

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（計 月間）

3 掲載車両（路線）

4 広告料

円

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告不掲載決定通知書

様

五霞町長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告については、審査の結果、掲載できないこととなったので通知します。

記

不掲載とする理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載承諾書

五霞町長 様

広告主 住 所
氏 名 ⑩

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

広告の掲載に当たっては、五霞町有料広告取扱規則及び五霞町コミュニティ交通ごかりん号車内広告に関する運用規程を遵守するとともに、これらに違反した場合又は違反することになった場合において、催告なく広告の掲載を取り消されることを了承します。

また、その際、支払った広告料が返還されないことについても了承します。

記

1 掲載枠数

枠 （枠番号 番）

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（計 月間）

3 掲載車両（路線）

4 広告料

円

様式第5号（第13条関係）

五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更申込書

年 月 日

五霞町長 様

申込者 住 所
氏 名 ㊟

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。）

年 月 日付け 第 号で決定された広告を変更したいので、次の
とおり申し込みます。

掲載開始希望日	年 月 日
変更を受けよう とする広告場所	掲載車両（路線） 枠番号
変更理由	
連絡先	担当者氏名 電話番号 ファクシミリ メールアドレス

添付書類
広告の原稿案

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更承認通知書

様

五霞町長 印

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告については、審査の結果、
下記のとおり変更を承認するので通知します。

掲載する広告を 年 月 日（ ）までに提出してください。

記

- 1 掲載枠数
枠（枠番号 番）
- 2 変更分掲載開始期日
年 月 日（ ）から
- 3 掲載車両（路線）

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号掲載広告変更不承認通知書

様

五霞町長 印

年 月 日付けで変更の申込みのあった広告については、審査の結果、
変更を承認できないので通知します。

記

不承認とする理由

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載取下申出書

五霞町長 様

広告主 住 所

氏 名

㊟

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

五霞町コミュニティ交通ごかりん号車内広告の掲載を取り下げたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 掲載枠数

枠 （枠番号 番）

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（計 月間）

3 掲載車両（路線）

4 取下半年月日

年 月 日

5 取下理由

様式第9号（第16条関係）

第 号
年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告掲載取消通知書

様

五霞町長 印

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告の掲載について下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 掲載枠数

枠（枠番号 番）

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（計 月間）

3 掲載車両（路線）

4 取消年月日

年 月 日

5 取消理由

様式第 10 号 (第 17 条関係)

年 月 日

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告料還付請求書

五霞町長 様

広告主 住 所
氏 名 ㊞

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

五霞町コミュニティ交通ごかりん号広告料について、次のとおり還付を請求します。

還付を受けようとする広告場所	掲載車両 (路線) 枠番号		
取消日	年 月 日		
請求額	円		
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
	預金種目	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		